

障害者総合支援法に基づく「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）の一部改正」に伴う本市条例の改正について（方針案）

1 主旨

省令の一部改正に伴い、「福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の改正を検討する必要があるもの

2 改正省令の内容（平成27年1月16日公布，同年4月1日施行）と福岡市の方針（案）

（1）「基準該当生活介護」及び「基準該当短期入所」の対象拡大

介護保険制度における複合型サービス事業所で提供される「通いサービス又は宿泊サービス」を，障がい福祉サービスにおける「基準該当生活介護又は基準該当短期入所」とみなして，障がい者の利用を可能とするもの

介護保険制度の新たなサービス創設に伴う所要の改正であり，障がい者のサービス利用の機会拡充に結び付くものであり，改正省令に従い条例改正予定

（2）グループホーム（指定共同生活援助）における居宅介護等利用特例の期限延長

グループホーム利用者のうち一定の状態にあるものに，グループホーム従業者以外の者が行う居宅介護等利用の経過措置の期限を，平成30年3月31日まで延長するもの ※現行：平成27年3月31日まで

経過措置の期限延長であり，改正省令に従い条例改正予定

（3）病院敷地内におけるグループホームの経過的特例

病院敷地内のグループホーム設置は原則認められていないが，平成36年度末までの間，次の条件を満たす場合，病院敷地内においてグループホームを行うことができる特例を設けるもの

- ・病院の精神病床の減少を伴うものであること
- ・事業所の定員は30人以下であること
- ・構造的に独立性が確保されていること
- ・利用期間を原則として2年以内とすること
- ・サービス利用中も地域生活への移行に向けた支援をすること
- ・第三者による定期的な評価を受けること 等

障がい者団体等には様々な意見があることから，このたびの条例改正は見送り，今後，関係者の意見を聴取したうえで，福岡市保健福祉審議会で審議していく予定